

流布本『洞谷記』の諸本成立について

河 合 泰 弘

一 はじめに

『洞谷記』には、古写本と流布本の二種のテキストが知られているが、そのうち流布本には、石川県金沢市大乘寺所蔵本（以下、大乘寺本）、石川県羽咋市永光寺所蔵本（以下、永光寺本）、駒澤大学図書館所蔵本（以下、駒大本）の三本の写本が存在する。私は、以前、『洞谷記』二種対照^①と題して、古写本を基準に、素性が明確である大乘寺本を対照し、さらに大乘寺本と永光寺本、駒大本との字句の相違点を注記した資料を作成した。そこでの所感は、この三本の間には意外に相違する字句が多いということだった。本稿では、流布本系の三本のテキストの比較を通じて、三

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

本の関係、およびそれぞれの成立過程を明らかにしていきたいと思う。

二 大乘寺本と永光寺本

三本の中で、成立年、成立過程が明確なテキストは、大乘寺本のみである。それは、次に記す奥書に述べられている。

洞谷記者、吾瑩山大師親口之垂範、而当山永光室中所傳之秘録也。予今秋適訪洞谷山春山和尚、因拜借室中之秘録、而再四捧閱、則体例文字、兩本互増減不一。故不_レ忍_レ措照_二得之_一、別重_二輯一冊_一、以_二為_一換正、_二版_一的之洞谷記。卷内多謂異本者、吾室中之古本也。向後是為_二龜鏡_一矣。

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

竜纏戊戌享保三冬安居 現住大乘法孫比丘燈照玄
於三碧巖室中一敬書
（原典より抜粋）

これによると、大乘寺本は、享保三年（一七一八）、大乘寺三三世知燈照玄（一六六五〜一七三九）が永光寺の「室中所伝之秘録」（以下、永光秘録）を底本として重輯し、「大乘寺室中之古本」（以下、大乘古本）と相違する字句を注として載せたテキストであることが判る。

大乘寺本と永光寺本を比較すると、一行の文字数や一丁の行数がほぼ同じであり、また、大乘寺本の文中に付されている大乘古本との相違点を示す注が、永光寺本にも同様に付されていることが判る。このことから両テキストの関係の深さが窺われる。大乘寺本がその本文中に、初めて異本との相違を注として記載したテキストであることから、永光寺本が大乘寺本に先立つものとは考えにくく、大乘寺本をほぼそのまま書写したのが永光寺本であるようにもみえる。しかし、詳細に比較していくと、両本には全体で、四九カ所の字句の相違が存在することがわかる（表1^②）。これらの相違点の中には、単なる誤写や書写人が修正したと考えられるものもあるが、それよりも、「○乎」「○カ」と

いう表現で、書写人の見識による訂正を示していると思われるものや、「○イニ」「○異ニ」「異作○」「異ニ○」「イニ」「一本作○」と記し、異本との比較の跡が窺われるものも多数見られる。このことから、永光寺本は基本的には大乘寺本によりながら、その他のテキストを用いて、編集されていることは明らかである。一体どんなテキストを用いたのであろうか。

このような資料を編集するには、地理的な条件や門派意識など様々な制約があっただろう。永光寺本が、永光寺において書写編集された可能性が高いことから、参照できる資料は永光寺に所蔵されるものか、あるいは永光寺と同じく明峰派に属する大乘寺などに限られたであろう^③。そこで、その可能性があると思われる、大乘寺蔵の古写本『洞谷記』および『洞谷記』と共通する複数の文章を引く永光寺蔵の『永光寺中興雜記』（一六四二年成立）以下、中興雜記の二点の資料を挙げて表1（28頁）にあるように比較してみた。まず古写本との比較であるが、これを見る限り、かなりの部分で一致することがわかる。一致しない部分のうち、1、25、30、34、47は、書写人の見識による修正や

書きこみ、あるいは誤写と思われるが、17、19、21、24、26、48は、他のテキストを参照したものである。古写本の系統のテキストは、大乘寺所蔵のもののみが現存するだけであるが、私は以前、古写本に記される注と古写本を比較することによって、この系統のテキストが他にも存在したことを推定した⁽⁴⁾。これらのことから、永光寺本は、少なくとも古写本系のテキストを参照して編集したことが窺われる。

一方、中興雑記とは関連性はあるだろうか。中興雑記には、『洞谷記』と共通する段落が一八カ所存在するが、それは『洞谷記』全体からすればほんの一部に過ぎず⁽⁵⁾、また『洞谷記』の文章と比べ、省略したかたちで記載されている段落も複数見られる。そのため、対照可能な大乘寺本との相違点は、七カ所に過ぎず、そのうち四カ所の一致がみられるだけで、判断材料としては十分ではない。このうち24については、永光寺本の注記は「也」を異本により補ったという意味であろうが、「也」が存在しない資料は、私を知る範囲では、中興雑記、永光寺四八五世雪溪安宅が宝永五年(二七〇八)五月書写の『洞谷記』などからの抜粋資料(以

流布本『洞谷記』の諸本成立について(河合)

下、雪溪本)、金沢浄住寺蔵の『洞谷記抜書』(推定一七一〇年成立 以下、抜書)がある。これらの資料は、いずれも大乘寺本の原典となった永光秘録と深い関係にあると思われるものであり⁽⁶⁾、この部分は、永光秘録を含めたこの系統の資料を参照したと考えられる。また48も「希」を「奇」とするのは、中興雑記のみで雪溪本や抜書にはこの段落は存在しない。このことから48は、中興雑記または永光秘録を参照したと考えられる。

以上のことを鑑みると、永光寺本は、古写本および中興雑記の系統の資料を参照したことは間違いないようである。しかし、古写本および中興雑記のみでは、大乘寺本との相違点のすべてをカバーできない。それは、永光寺本が、古写本系『洞谷記』および中興雑記と関係の深い永光秘録を参照したためではないだろうか。永光秘録は既に散逸していると考えられ、確認することはできないが、その可能性は十分あると思われる。

三 駒大本について

大乘寺本と駒大本を比較すると、表2(30頁)のように、

二三三カ所にもものぼる相違点がある。それぞれをみていくと、そのほとんどは誤写や書き落とし、あるいは書きぐせや独自の書き込みと思われるものであることがわかる。一行の文字数や一丁の行数は、大乘寺本とは異なっており、両テキストの間に直接的な関係があったかどうかは疑わしい。132、189、219、222、226、227のように、明らかに大乘寺本や永光寺本とは違う別のテキストと比較した跡のみられる部分があり、さらに、巻末に大乘寺本や永光寺本には見られない独自の記述もあることから、駒大本が複数の資料を用いて編集されていることは明白である。ベースとなったテキストについては、判断材料が乏しいため後に譲り、先にその他に参照した資料について考えたみたい。そこで永光寺本と同様、古写本および中興雑記と比較してみた。古写本との比較においては、ほとんどの部分で一致が見られず、一致している所でも、偶然一致したとも考えられるものが多い。しかし、20、67、84、90、108、132、153、173、178は、偶然にそうなったとは考え難く、古写本系のテキストを参照したと考えるべきである。また、中興雑記との比較では、一致する部分に偏りがあるようである。すなわち、

段落によって全く一致しないものもあれば、ほとんどの部分で一致するものもある。一致が見られる段落は、五二と八七の二段落に過ぎず、これらにはそれぞれ「山僧遺跡寺寺置文」「住持職人可帯文書事」というタイトルが付せられており、中興雑記が文書の綴りという性格を持つ資料であることを考慮すれば、これら二段落は、元来、単独の文書であったものを用いた可能性が高いと考えられる。しかも、両段落における大乘寺本との相違点は、全て中興雑記の該当カ所と一致するわけではなく、226のように明らかに他の資料を参照しているものもある。以上のことを鑑みると、駒大本が用いたのは、中興雑記ではなく、その原典となる文書であったと考えるのが妥当である。

次に、巻末に付される長文について考えてみたい。長文の全文は便宜上、六つの段落に分け、各段落の冒頭に番号を付した。これら六段のうち①②は、『洞谷記』本文中にも存在する段であるが、これを『洞谷記』のものと比較すると、次に記すように、いずれも数カ所の相違（傍点部分）が見られ、駒大本のこの部分はむしろ中興雑記に近いようである。

①

『洞谷記』(大乘寺本)

明峰和尚置文

加州大乘
能州洞谷 両寺住持職事

右彼住持職者、嗣法小師、並伝戒小師、受業小師、
同心談合、而扱_二出嗣法小師之中、其機用之仁、可_レ
令_二住持_一者也。

明峰和尚置文

両寺住持職事
加州大乘
能州洞谷

右彼住持職者、嗣法小師、並伝戒小師、受業小師、
同心評談、而扱_二出嗣法小師之中、其機用之仁、可_レ
令_二住持_一者也。

中興雜記

明峯和尚之置文

両寺住持職事
加州大乘
能州洞谷

右彼住持職者、嗣法小師、并伝戒小師、受号小師、
同心評談、而扱_二出嗣法小師之中、其機用仁、可_レ
令_二住持_一者也。

流布本『洞谷記』の諸本成立について(河合)

②

『洞谷記』(大乘寺本)

此外諸寺事

加州分 願成寺、仲興寺、僕德寺、崇禪寺、大会
寺、西光寺

能州分 道興寺、慧恩寺、円光寺

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師、並伝戒小師、受業
小師、同心談合、而扱_二出其機用之仁、可_レ令_二居住_一
者也。子孫固可_レ守_二此旨_一、為_二永代龜鏡_一記_レ之。

観応元年庚丑三月廿三日 住大乘素哲 御判

此外諸寺事

加州分 能州願成寺、加州仲興寺、能州僕德寺、
崇禪寺、加州大会寺、加州西光寺、越中光禪寺
能州分 道興寺、慧恩寺、円光寺

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師、並伝戒小師、受業
小師、同心扱_二出其機用_一、可_レ令_二居住_一者也。子孫固
守_二此旨_一、可_レ為_二永代龜鏡_一也。

観応元年庚丑三月廿三日 前住大乘紹燈素哲 在
判

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

此外諸寺事

加州分 能州願成寺、賀仲興寺、能、僣徳寺、崇禪寺、加大会寺、加西光寺、越中光禪寺。

能州分 道興寺、慧恩寺、円光寺

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師、并伝戒小師、受業

小師、同心扱_ニ出其機用、可_レ令_ニ居住_一者也。子孫固守_ニ此旨_一、可_レ為_ニ永代龜鏡_一也。

観応元年庚寅三月廿三日 前任大乘紹燈素哲 在

判

以上のようにみても、①②は、中興雜記に關連があるようである。同じように③④も中興雜記との關連が窺われる。③は、中興雜記の「此外諸寺事」の次にある書写人のコメントと思われる「明峰開山地有数多、雖然不_レ乘_ラ置_キ文_ニ事_ハ、明峰和尚遷化以後、加州能州越中ノ処々共建後力」という一文に基づく駒大本の書写人のコメントと考えられる。④は、末尾の「時寛永十九年」以下の位置が文末か文頭かの違いがあるものの、中興雜記の末尾にこれと同文が記載されている。一方、⑤⑥は、中興雜記には

見当たらず、他の資料によると思われるが、⑥の末尾に「永光寺秘藏洞谷清規筆写人」とあるように、この二段落は、永光寺蔵の『洞谷清規』からの引用と思われる。実際、永光寺に所蔵される大仲光椿書写の『洞谷清規』（以下、大仲本洞谷清規）と比べると、⑤⑥は、ほぼ一致する。大仲本洞谷清規からの引用と推定できる。

以上のように、駒大本の巻末の六段落は、『洞谷記』とは直接關係のないものであることが判明したが、いずれも、永光寺に所蔵される資料からの引用と推定できることから、駒大本は永光寺において書写されたテキストである可能性が高い。そうであるならば、駒大本の本文は永光寺本から書写された可能性も十分考えられる。

四 永光寺本と駒大本

表3（42頁）に示したように、永光寺本と駒大本に共通する大乘寺本との相違点は、全体で五カ所にのぼる。これだけのものが偶然に一致したとは考えにくく、これらのことは、両テキストのつながりが密接であることを示唆しているようである。先に述べたように、永光寺本は基本的

には大乘寺本を書写したテキストであることから、永光寺本と駒大本の共通点は、駒大本が永光寺本を底本にできあがったテキストであることを示していると考えられる。駒大本が永光寺で書写されたと推定できることから、その可能性は高いと思われる。そのように考えてみると、表3の古写本、中興雑記との比較において、一致する部分は、永光寺本が古写本および中興雑記と関係の深い永光秘録によっていることを示す材料となるものであろう。

五 おわりに

流布本の三本の写本について相違点を中心に考察を加えてみたが、その結果判明した三本間の関係を図1に示した。しかしながら、この図で示したものは、現時点での一応の見解に過ぎないことを断っておく。

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

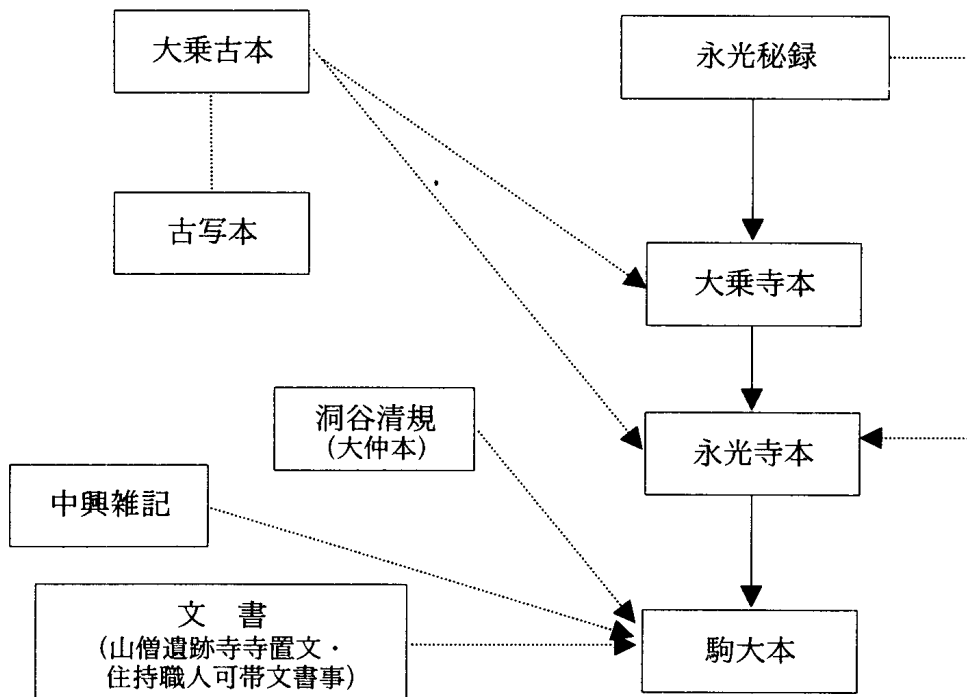


図1

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

表1 永光寺本のみ相違点

No.	相違点	段落No.	注No.	他のテキストとの比較	
				古写本	中興雜記
1	「徒」を「徒」に作り右脇に「徒乎」あり	六	①	×	この段なし
2	「台」の右脇に「大イニ」あり	一六	③	○	〃
3	「為イニ」を「異有 _レ 為」に作る	一七	14	—	—
4	「世」なし	一七	⑦	○	この段なし
5	「非」の右脇に「悲イニ」あり	一七	⑩	○	〃
6	「公」なく「公イニ」あり	二四	①	○	〃
7	「霧イニ」を「異作 _レ 霧」に作る	二八	5	—	—
8	「作」を「有」に作る	二八	7	—	—
9	「イニ尽」を「異作 _レ 尽」に作る	二八	8	—	—
10	「出」の右脇に「水イニ」あり	二八	②	○	—
11	「周」の下に「異作 _レ 神通妙用」あり	二八	③	○	—
12	「千」を「十」に作り、右脇に「千カ」あり	二八	⑩	○	—
13	「錦」の右脇に「異作 _レ 綿」あり	二八	⑫	○	—
14	「大」なく「為」の右脇下に「大イニ」あり	三〇	③	○「大」あり	○「大」なし
15	「立」の右脇に「異ニ柱立」あり	三四	①	○	この段なし
16	「筒」を「箇」に作り左脇に「筒イニ」あり	三六	⑤	○	〃
17	「一」の左脇に「イニ」あり	三六	⑥	×	〃

37	〔薰(董)〕の右脇に「董乎」あり	八二④	①	〃	〃
36	〔輜〕を「橋」に作り右脇に「輜乎」あり	八二①	④	〃	〃
35	〔監〕を「鑑」に作る	八二①	②	この段なし	この段なし
34	〔密〕を「蜜」に作る	六六	①	×	—
33	〔戒〕の下に「イニ人」あり	六五	③	○	○「人」なし
32	〔与〕の右脇に「イニナシ」あり	六五	②	○	—
31	〔徳〕の左脇に「體異ニ」あり	六二	④	この段なし	〃
30	〔稻荷〕の左脇に「鎮守神」あり	六一	②④	×	〃
29	〔樹〕の右脇に「異作 _レ 寿」あり	六一	⑫	○	〃
28	〔畢〕の右脇に「異作 _レ 事」あり	六一	⑪	○	〃
27	〔云〕を「曰」に作る	五八	⑦	この段なし	この段なし
26	〔癸〕の左脇に「イニ」あり	五二	④	×	×
25	〔練〕の右脇に「鍊乎」あり	五二	②	×	×
24	〔也〕の右脇に「イニ」あり	五二	①	×	○「也」なし
23	〔状〕の下に「同日」あり右脇に「異無 _ニ 字 _ニ 」あり	四七	①	○「同日」なし	〃
22	〔兆〕の左脇に「徴イニ」あり	四〇	④	○	この段なし
21	〔婦〕の右脇に「蕩イニ」あり	四〇	③	×	〃
20	〔冬〕の左脇に「葉イニ」あり	四〇	①	○	〃
19	〔告〕の左脇に「イニ」あり	三八	①	×	〃
18	〔草〕の左脇に「霜乎」あり	三七	①	この段なし	〃

流布本『洞谷記』の諸本成立について(河合)

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

49	〔要〕を〔用〕に作り右脇に「要力」あり	八九	③	○「要力」なし	この段なし
48	〔希〕を〔奇〕に作り右脇に「希乎」あり	八七	③	×	○「奇」に作る
47	〔僕〕を〔仏〕に作り右脇に「僕」あり	八六	①	×	×
46	〔因（目）〕の右脇に「二作 _レ 目」あり	八二 ^① _①	⑪	〃	〃
45	〔善（染）〕の右脇に「二作 _レ 染」あり	八二 ^① _①	⑦	〃	〃
44	〔体〕を〔僧〕に作り右脇に「二作 _レ 体」あり	八二 ^① _①	⑤	この段なし	この段なし
43	〔郎〕を〔即〕に作り右脇に「郎乎」あり	八二 ^① _①	⑩	〃	〃
42	〔薙〕を〔雖〕に作る	八二 ^① _①	⑦	〃	〃
41	〔聴呼〕を「可 _レ 作 _二 聴呼 _一 」に作る	八二 ^① _①	1	〃	〃
40	〔時〕を〔特〕に作り右脇に「時乎」あり	八二 ^① _①	②	〃	〃
39	〔共〕を〔苦〕に作り右脇に「友乎」あり	八二 ^① _①	③	〃	〃
38	〔議〕を〔義〕に作り右脇に「議乎」あり	八二 ^① _①	②	〃	〃

表2 駒沢大学本のみの相違点

	大乘寺本との相違点	段落No.	注No.	古写本	他のテキストとの比較
1	〔是〕を〔此〕に作る	三	1	×	この段なし
2	〔徙〕を〔涉乎〕に作る	六	①	×	中興雜記
3	〔居〕の下に「至」あり	七	①	×	〃
4	〔可〕の下に「鉄」あり	七	②	×	〃

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	
〔之〕なし	〔任〕を〔在〕に作る	〔非〕を〔悲〕に作る	〔検〕を〔儉〕に作る	〔打〕を〔坐〕に作る	〔二〕を〔式〕に作る	〔栢〕を〔栢〕に作る	〔拄〕を〔柱〕に作る	〔拄〕を〔柱〕に作る	〔曰〕を〔云〕に作る	〔麼〕なし	〔為イニ〕なし	〔谷イニ〕なし	〔従〕を〔役〕に作る	〔異有 ^レ 以〕なし	〔饜〕の下に〔字〕あり	〔榘〕の下に〔字〕あり	〔万〕を〔満〕に作る	〔未〕を〔未〕に作る	〔告〕の下に〔示〕あり	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一六	一六	七	
⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑥	⑤	④	③	②	①	14	13	11	10	9	5	②	①	③	
×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	△洞「右に」谷「あり	-	×	-	-	×	×	×	
”	”	この段なし	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	この段なし	×	×	”

流布本『洞谷記』の諸本成立について(河合)

44	「繁」を「繁」に作る	二八	⑨	×	この段なし
43	「盧」を「盧」に作る	二八	⑧	×	”
42	「良」を「退」に作る	二八	⑦	×	”
41	「峰」を「寺」に作る	二八	⑥	×	”
40	「狐」を「孤」に作る	二八	⑤	×	”
39	「畝」を「臥」に作る	二八	④	×	”
38	「犬」を「大」に作る	二八	①	×	”
37	「作」を「有」に作る	二八	13	-	”
36	「異有 _レ 多」なし	二八	12	×	”
35	「異作 _レ 海」なし	二八	11	×	”
34	「異有 _レ 注」なし	二八	10	×	”
33	「異作 _レ 囟」なし	二八	9	-	”
32	「イニ尽」を「異作 _二 尽字 _一 」に作る	二八	8	×	”
31	「蹊」を「溪」に作る	二八	6	×	”
30	「霧イニ」はなし	二八	5	-	”
29	「伯」の下に「字」あり	二八	1	-	”
28	「有」を「作」に作る	二三	1	○	”
27	「同」なし	一九	①	○	”
26	「万」を「満」に作る	一九	1	○	”
25	「日」を「云」に作る	一七	⑬	×	”

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45
「後」を「后」に作る	「処」を「所」に作る	「云」を「目」に作る	「之」の下に「字」あり	「異作」なし	「必」の下に「字」あり	「是」の下に「字」あり	「已」の下に「字」あり	「予」の下に「字」あり	「於」の下に「字」あり	「異有」なし	「後」の下に「字」あり	「九」の下に「字」あり	「然」の下に「云々」あり	「在所」を「所在」に作る	「此」を「之」に作る	「之」なし	「異作」なし	「南」を「国」に作る	「繁」を「繁」に作る
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二九	二八
②	①	30	27	21	20	19	17	16	15	12	10	8	4	4	4	2	1	②	①
×	○	-	-	×	-	-	-	-	-	×	-	-	×	×	×	-	×	×	×
×	×	-	-	×	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	×	”	”

流布本『洞谷記』の諸本成立について(河合)

84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65
[苔]の下に「乃」あり	[中]の下に「之」あり	[哲]の右脇に「明峰素」あり [異有 ^レ 之]なし	[分]の下に「字」あり	[云]を「日」に作る	[即]の下に「字」あり	[可]の下に「字」あり	[時]の下に「字」あり	[後]を「后」に作る	[衛]を「エ」に作る	[任]を「住」に作る	[奴]の下に「字」あり	[日]の下に「字」あり	[子イニ]なし	[聞]の下に「之」あり	[国]なし	[地]の下に「其」あり	[地]なし	[念]の下に「之」あり	
四〇	三九	三九	三九	三九	三八	三八	三八	三六	三六	三六	三六	三六	三二	三一	三一	三〇	三〇	三〇	
②	②	①	3	2	②	3	2	1	⑦	②	①	4	2	1	②	①	⑥	⑤	④
○	×	-	-	×	×	×	-	-	-	×	-	×	×	×	○	×	-	×	○
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	この段なし	-	-	×

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

104	〔待〕を〔侍〕に作る	五二	⑫	〃	〃
103	〔藤〕の下に〔原〕あり	五一	⑪	〃	〃
102	〔算〕を〔等〕に作る	五一	⑧	〃	〃
101	〔殊〕を〔珠〕に作る	五一	⑦	〃	〃
100	〔児〕を〔子〕に作る	五一	⑥	〃	〃
99	〔後〕を〔后〕に作る	五一	⑤	〃	〃
98	〔向〕を〔問〕に作る	五一	③	〃	〃
97	〔付〕を〔附〕に作る	五一	②	〃	〃
96	〔足〕を〔定〕に作る	五一	①	〃	〃
95	〔転〕を〔博〕に作る	五一	2	この段なし	〃
94	〔球〕の右脇に〔慧〕あり	四八	①	×	〃
93	〔異八作九〕を〔異作八九〕に作る	四八	1	—	〃
92	〔照〕の左脇に〔源〕あり	四七	②	×	〃
91	〔明〕の左脇に〔覚〕あり	四五	①	×	〃
90	〔日〕の下に〔又〕あり	四四	①	○	〃
89	〔異有又〕なし	四四	1	—	〃
88	〔木〕を〔水〕に作る	四一	②	×	この段なし
87	〔覚明〕の左脇に〔孤峰〕あり	四一	①	×	〃
86	〔箝笈〕の下に〔字〕あり	四一	4	○	〃
85	〔異有地〕なし	四一	2	×	〃

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105
「云」を「日」に作る	「云」を「日」に作る	「云」を「日」に作る	「云」を「日」に作る	「問」を「門」に作る	「宗」を「妙」に作る	「著」を「着」に作る	「世」を「祖」に作り下に「相作 _レ 世」あり	「仏」の下に「之」あり	「異作 _レ 衆」なし	「梯」を「梯」に作る	「法」の下に「字」あり	「眼」の下に「字」あり	「異作 _レ 丑」なし	「仏法」を「生仏」改む	「是云住持」なし	「願」の下に「并」あり	「練」を「鍊」に作る	「異作 _レ 風」なし	「異有 _レ 并」なし
五八	五八	五八	五八	五八	五六	五六	五六	五六	五六	五五	五五	五五	五五	五四	五三	五二	五二	五二	五二
⑥	④	③	②	①	⑤	③	②	①	4	①	4	3	2	①	①	③	②	2	1
”	”	”	”	この段なし	×	×	×	×	×	×	—	—	×	この段なし	×	○	×	×	×
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	この段なし	×	×	○	×	△「扇」に作る	×

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125
「畢」を「竟」に作る	「畢」を「竟」に作る	「面」の下に「之」あり	「牀」を「状」に作る	「旛」を「幡」に作る	「異有 _レ 便」なし	「異有 _レ 以」なし	「異作 _二 衆請 _一 」なし	「異本有 _二 南閩浮提大日本国 _一 」なし	「異作 _レ 衆」なし	「有」なし	「イニ」を「異有」に作る	「性」を「往」に作り右脇に「イ作性」あり	「己」を「乙」に作る	「佳例」を「佳倒」に作る	「異有也」なし	「異有也」なし	「任」を「住」に作る	「云」を「曰」に作る	「眉」を「肩」に作る
六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六〇	六〇	五九	五九	五九	五八	五八	五八
⑥	⑤	③	②	①	10	8	6	5	4	1	1	②	①	①	2	1	⑩	⑨	⑧
×	×	×	×	○	×	-	×	×	×	-	-	○	×	×	×	×	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	この段なし	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145
「溪」の右脇に「祖溪」あり	「云」を「曰」に作る	「云」を「曰」に作る	「云」を「曰」に作る	「一切処是你自己」なし	「拄」を「柱」に作る	「般」を「槃」に作る	「曰」を「云」に作る	「云」を「曰」に作る	「智」を「知」に作る	「曰」を「云」に作る	「座」の下に「便」あり	「海」の下に「之」あり	「堆」を「推」に作る	「所」の下に「以」あり	「無」を「无」に作る	「忝」を「恭」に作る	「迦」の下に「牟尼」あり	「問」を「門」に作る	「畢」を「竟」に作る
六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一
②	③⑩	②⑨	②⑧	②⑦	②⑤	②③	②②	②①	②⑩	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥	①④	①③	①⑩	①⑨	①⑧	①⑦
この段なし	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	○	×
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	この段なし	”	”	”	”	”	”	”	”

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

184	「位」の下に「也」あり	八二①	⑥	〃	〃
183	「篋」を「篋」に作る	八二①	⑤	〃	〃
182	「次」を「持」に作る	八二①	①	この段なし	この段なし
181	「在」を「有」に作る	七六	①	×	×
180	「二」なし	七五	1	×	×
179	「云」を「曰」に作る	七五	1	-	この段なし
178	「心」の下に「願」あり	七三	③	○	-
177	「梭」を「楞」に作る	七三	②	×	-
176	「云」を「曰」に作る	七三	4	-	-
175	「異有 _レ 発」を「異本有 _レ 願」に作る	七三	2	×	-
174	「異作 _レ 之」なし	七三	1	×	-
173	「可」の下に「令」あり	七二	③	○	〃
172	「太」を「大」に作る	七二	②	×	〃
171	「云」を「曰」に作る	六七	2	-	〃
170	「也」なし	六六	②	×	-
169	「異作 _レ 浄」なし	六六	3	×	-
168	「異有 _レ 即」なし	六六	2	×	-
167	「拄」を「柱」に作る	六五	①	×	〃
166	「異有 _レ 自作」なし	六五	1	×	〃
165	「道」の右脇に「尊道」あり	六二	③	〃	〃

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

204	203	202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185
「允」の右脇に「冗乎」あり	「卷」なし	「也」の下に「若」あり	「若」なし	「者即」を「即者」に作る	「裏」を「裡」に作る	「牀」を「定」に作る	「襯」を「襯」に作る	「銀」を「銀」に作る	「壹」を「一」に作る	「配分」を「分配」に作る	「平」を「乎」に作る	「詳乎」なし	「問」を「門」に作る	「遣」を「遣」に作る	「某」の右脇に「イナシ」あり	「詣」を「請」に作る	「儀」なし	「首座比丘某」を「比丘首座某甲」に作る	「月」の下に「今」あり
八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑯	八二⑯	八二⑬	八二⑬	八二⑬	八二⑫	八二⑫	八二⑪	八二⑦	八二⑥	八二②	八二②	八二②	八二②	八二②
⑤	④	③	②	①	④	③	④	③	②	④	①	1	①	①	⑥	⑤	④	③	②
”	”	”	”	”	”	この段なし	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
”	”	”	”	”	”	この段なし	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205
「位」の下に「乎」あり	「寺」の下に「可」あり	「以」の右脇に「一本真以」あり	「不」の下に「可」あり	「箇」を「ケ」に作る	「創」の右脇に「異本副」あり	「慧」を「恵」に作る	「虔」を「処」に作る	「困」を「開」に作る	「之」なし	「親付」を「新附」に作る	「昭」を「照」に作る	「写」を「字」に作る	「輪」を「転」に作る	「禹湯堯舜」を「堯舜禹湯」に作る	「亡」を「已」に作る	「他」を「陀」に作る	「惶恐」を「恐惶」に作る	「橋」を「槁」に作る	「薙」を「禪」作る
八七	八七	八七	八七	八七	八七	八六	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①	八二②①
⑦	⑥	⑤	④	②	①	②	⑤	③	②	①	①	⑫	⑩	⑥	④	③	①	⑨	⑦
×	×	×	×	○	×	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
○	○	○	△「可態」あり	○	○	×	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

流布本『洞谷記』の諸本成立について(河合)

233	232	231	230	229	228	227	226	225
卷末に長文の付加あり	「日」を「云」に作る	「如明鏡無台」を「明鏡如無台」に作る	「云」を「日」に作る	「霧」を「露」に作る	この行の左に「応永廿二年三月二十八日 大乘寺現住判 遊佐美作入道殿」あり	「仍」の右脇に「一本是故」あり	「海」の右脇に「一本戒」あり	「禄」を「録」に作る
九〇	八九	八九	八九	八九	八七	八七	八七	八七
①	⑦	⑤	③	①	⑫	⑪	⑨	⑧
×	○	×	×	×	×	×	×	×
〃	〃	〃	〃	この段なし	○	○	×	×

表3 永光寺本と駒大本に共通する大乘寺本との相違点

6	5	4	3	2	1	
「十」を「拾」に作る	「三」を「二」に作る	「千」を「十」に作る	⑧は「瓶」の右脇に「異作レ併」、⑨は下に「異作レ併字」あり	「比」を「妣」に作る	⑩は「偃」の右脇に、⑪は下に「異作レ宴」あり	大乘寺本との相違点
三六	二九	二八	一一①	一一①	一	段落No.
③	①	⑩	①	2	①	注No.
○	○	○「千カ」なし	○	○	○	古写本
〃	〃	一	〃	この段なし	×	中興雜記
他のテキストとの比較						

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
「齊」を「齋」に作る	「齊」を「齋」に作る	「之」の右脇に永光寺本は「イニナシ」駒大本は「異本ナシ」あり	「偏」を「偏」に作る	「人」なし	「覚」を「学」に作る	「云」を「曰」に作る	「云」を「曰」に作る	「者」を「香」に作る	「鼓」を「事」に作る	「楞」を「稜」に作る	「云」を「曰」に作る	「作」を「昨」に作る	「辨」を「辯」に作る	「拳」を「誉」に作る	「麼」を「底」に作る	「状」の下に「同日」あり	「左」の上には⑧は「尚イニ」、⑨は「尚」あり	「筒」を「箇」に作り左脇に「異作レ箇」あり
八二②	八二①	七三	七二	六五	六二	六一	六一	六一	六一	六〇	五八	五六	五一	五一	五一	四七	四一	三六
①	③	①	①	③	①	②⑥	①⑤	④	③	③	⑤	④	⑩	⑨	④	①	③	④
〃	この段なし	○	×	×	この段なし	×	×	×	○	×	この段なし	○	〃	〃	この段なし	×	○	△「箇」に作る
〃	この段なし	○「之」なし	この段なし	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

流布本『洞谷記』の諸本成立について(河合)

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26
「万善万行」を「万行万善」に作る	「転」を「輪」に作る	「染」を「善」に作る	「斉」を「齋」に作る	「転」の右脇に「リン」なし	「斉」を「齋」に作る	「某」の下に「甲」あり	「斉」を「齋」に作る	「斉」を「齋」に作る	「斉」を「齋」に作る	「斉」を「齋」に作る	「斉」を「齋」に作る	「斉」を「齋」に作る	「斉」を「齋」に作る	「恭」を「茶」に作り右脇に「恭乎」あり	「監」を「鑑」に作る	「斉」を「齋」に作る	「董」を「薰」に作り	「尚」の下に「大」あり	「甲」なし
八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱	八二⑱
⑨	⑧	⑦	②	1	⑧	⑥	①	①	①	①	⑤	①	③	②	①	①	①	⑧	⑦
”	この段なし	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
”	この段なし	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”

54	奥書なし	九〇	①	-	〃
53	「三」を「日」に作る	八九	⑥	〇	〃
52	「日」を「云」に作る	八九	②	〇	〃
51	「不」の下に「被」あり	八七	⑩	〇	〇
50	永光寺本は「薙」を「雖」に駒大本は「禪」に作り右脇に「薙乎」あり	八二⑱	⑦	〃	〃
49	「終」の下に「都計六十六紙」あり	八二⑳	⑥	〃	〃
48	「齊」を「齋」に作る	八二㉑	④	〃	〃
47	「過」を「遇」に作る	八二㉒	②	〃	〃
46	「目」を「因」に作る	八二㉓	⑪	〃	〃

注

- (1) 『禅研究所紀要』二十六〜二十八号(平成九・一〇・一一年三月)に掲載。
- (2) 表1〜3は、大乘寺本との字句の相違点を挙げ、他のテキスト(古写本『洞谷記』および『永光寺中興雜記』)との符合の有無を記したものである。表中の段落No.および注No.は、拙稿『洞谷記』二種対照(一)〜(三)、『禅研究所紀要』二十六〜二十八のものを用いた。
- (3) 『洞谷記』は、峨山派に対する明峰派の優位性を示し、永光寺を中心とする明峰派において流布した史料のようである(拙稿『洞谷記』をめぐって)、『東海仏教』第四十六輯 平流布本『洞谷記』の諸本成立について(河合)

- 成一三年三月(参照)。それを考慮すると、閲覧できる史料は明峰派のものに限られると考えられる。
- (4) 拙稿『流布本『洞谷記』の注について』(『曹洞宗宗学研究所紀要』第八号 一九九四年一〇月)参照。
- (5) 拙稿『洞谷記』と『永光寺中興雜記』(『印度学仏教学研究』第四四卷第二号 平成八年三月)参照。
- (6) 前掲拙稿、「浄住寺蔵『洞谷記抜書』について」(『宗学研究』第三十七号 一九九五年三月)、「浄住寺蔵『瑩山和尚置文』と『洞谷記』」(『宗学研究』第三十八号 一九九六年三月)、および前掲拙稿『洞谷記』をめぐって」など参照。
- (7) 235の長文の付加とは次のとおりである。

流布本『洞谷記』の諸本成立について（河合）

① 明峰和尚置文 両寺住持職事 加州大乗
能州洞谷

右彼住持職者、嗣法小師、並伝戒小師、受業小師、同心評談、而択_二出嗣法小師之中、其機用之仁、可_レ令_二住持_一者也。

② 此外諸寺事

加州分 能州願成寺、加州仲興寺、能州僕徳寺、崇禪寺、加州
大会寺、加州西光寺、越中光禪寺。能州分 道興寺、慧恩寺、
円光寺。

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師、並伝戒小師、受業小師、同心
択_二出其機用、可_レ令_二居住_一者也。子孫固守此旨、可_レ為_二永代
龜鏡_一也。

觀心元年 庚丑三月廿三日、前任大乘紹燈素哲 在判

③ 右ノ置文無キモノハ、明峰和尚滅后、弟子ノ勸請開山トセ
ルモノ也。

④ 于時万治三庚子年三月十四日

同年越中ニ郡寒江自得寺、總持寺ヨリ公事仕懸永光寺ノ大雄
ノ末寺ヲ取り、總持寺付候。其前夏、正保四年ニ奥州黒石正
法寺南堯和尚、伝授ニ登山、是モ公事仕掛。總持寺へ取付シ
以来当寺出頭時到者、取リカ皈シ大雄庵へ付置被下度候。
時寛永十九年壬午六月三日書_レ之

当山中興久外嫩良 花押

⑤ 諸岳山總持禪寺之行記奥書

洞谷第一祖瑩山大和尚、為後昆所設也。然当山紀綱寮常住之
旧本、字画漫滅編次不正、愚概念之久矣。粵応永壬寅冬十一

月、愚蒙同門諸老之尊命、領当山之主盟焉。仍拜膳此行記、
而以備紀綱寮之公用者也。愚喜償素志矣。雖然刀_二東東_一手
毫毫之謬、只恐家醜外揚、貽誚傍人焉。不勝惶懼戰栗之臻、
伏覬後賢君子、穿鑿改正、而為予雪屈矣。勿神慈愍之手、幸甚。
時応永三十年歲次癸卯春正月吉日

当山開關瑩山祖師五世玄孫比丘梵清誌

⑥ 大仲光椿和尚者、洞谷二百三十七世、受業於總持南窓和尚、
嗣法於澄江和尚。長享二戊申歲四月四日入院、三日住也。能
州大津人事也。

主大仲叟光椿

永光寺秘藏洞谷清規筆写人